

障がい者雇用の水増し問題を契機とした共生社会実現に向けて（会長声明）

平成 30 年 8 月になり、国や地方公共団体等の行政機関において、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「法律」という。）」で定める障がい者の雇用数の水増しの報道が相次いでいます。

厚生労働省が公表する「平成 29 年 障害者雇用状況」によれば、公的機関については、法定雇用率 2.3%を上回る 2.50%の報告がされております。民間企業についても依然として法定雇用率を達成する企業割合は半数（50.0%）となっており、実雇用率も法定雇用率の 2.0%を下回る 1.97%となっています。

法律では、国や地方公共団体に対する責務として、事業主や国民に対する障がい者雇用の理解を深め、雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を講ずるよう規定しております。法定雇用率も民間企業より高く設定されています。

このように率先して、障がい者の雇用を進める立場にある行政機関でこうした事態が生じていることは極めて深刻な問題であり誠に遺憾です。

法律の基本理念では、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。」とされており、また日本国憲法第 27 条ですべての国民に「勤労の権利」を保障しています。

さらに、国が批准した障害者の権利に関する条約の中では、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とし、障害者差別解消法の施行とも関連し、雇用の場面においても障がいを理由とする差別的取扱いを禁止、事業主に対して障がい者が働くための支障を改善する合理的配慮の提供を義務付けるなど、障がい者が働く環境を整えていくことを求めています。

今回の事態は、法定雇用率の問題として取り上げられていますが、障がい者の働く環境整備や合理的配慮については焦点化されず、言及されていません。

これを契機に、単なる法定雇用率や雇用人数という数値の問題に留まることなく、障がい特性にも配慮した働く環境を整え、障がい者が共に社会を築く一員として力を発揮できる「共生社会」の実現に向けて、官民一体となって取り組んでいく必要があります。

社会福祉士の倫理綱領の前文には、「われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する」等とあります。

私たち長野県社会福祉士会は、倫理綱領に従い、誰もが地域や社会の中で、人間としての尊厳が尊重されるという権利を有し、たとえ、障がいがあっても差別されず、不当に扱われず、職場環境においても合理的配慮のもと働く機会が保障され、地域に暮らす一人として、生きがいと役割をもって暮らすことができる共生社会の実現を目指して取り組んでいくことをここに声明します。

平成 30 年 9 月 1 日

公益社団法人 長野県社会福祉士会
会 長 萱 津 公 子